

## 学校納付金のご案内

授業料と学校諸費は、4期に分けて納付していただきます。

- ・授業料と学校諸費は、3か月分ずつ4期に分けて納付していただきます。
- ・授業料と学校諸費の納期限は、4月、7月、10月、1月の20日です。

令和2年度	第1期	6月22日又は	第2期	第3期	第4期
	4月20日	7月20日	7月20日	10月20日	1月20日
授業料	29,700円	29,700円	29,700円	29,700円	29,700円
学校諸費	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照

- ・就学支援金の手続きをして、認定を受けた場合、公立高校の授業料は無償になります。
- ・新入生の授業料は、就学支援金の手続きの関係で、4月の徴収が猶予されます。
- ・就学支援金の手続きをされなかった場合は、6月22日が第1期分の納期限になります。
- ・就学支援金が認定されなかった場合は、7月20日が第1期と第2期の納期限になります。
- ・第1期分の授業料、学校諸費は、銀行や農協などの窓口で納付してください。
- ・第2期分からは、口座振替で納付いただくことができます。
- ・正当な理由がなく授業料を滞納した場合は、出席停止や退学の処分を受けることがあります。

しゅうがくしえんきん

就学支援金は、高校の授業料を国が負担する制度です。

- ・生徒や保護者等に現金が支給される制度ではありません。
- ・約85%の世帯が対象になります。返済の必要はありません。
- ・高校に在学した期間が36月（定時制・通信制は48月）を超えていないことが必要です。
- ・高校を退学後、他の高校で学び直す場合には、学び直し支援金の対象となることがあります。
- ・授業料のみが対象ですので、学校諸費等はすべての生徒が支払うこととなります。
- ・新入生は、4月（と7月）に手続きが必要です。
- ・就学支援金の手続きについては、裏面をご覧ください。

しょうがく

きゅうふきん

奨学のための給付金については、6月頃にご案内します。

- ・授業料以外の教育費に充てるための奨学のための給付金は、生活保護を受給されている世帯か、住民税の所得割が非課税の世帯が対象になります。